

事 務 連 絡
令和 7 年 7 月 2 日

各道府県半島振興関係御担当者 様

国土交通省国土政策局地域振興課半島振興室

半島振興計画の作成に係る留意事項について

日頃より半島振興対策実施地域の振興にご尽力いただきありがとうございます。

半島振興法（昭和 60 年法律第 63 号。）第 2 条の 2 第 1 項の規定により主務大臣が半島振興対策実施地域の振興を図るために定めるものとされた半島振興基本方針については、「半島振興基本方針の策定等について」（令和 7 年 7 月 2 日付け国振半第 26 号、総行地第 74 号、7 農振第 983 号、府政防第 965 号、こ総政第 198 号、7 文科政第 69 号、厚生労働省発政総 0627 第 2 号、20250625 経第 3 号、環地域政発第 2506261 号）でお知らせしたところですが、そのほか半島振興計画の作成に係る留意事項について、主務大臣等と調整の上、別紙のとおりとりまとめましたので、ご参考まで共有いたします。

I 半島振興計画の基本的考え方

1 計画作成の基本方針

- (1) 改正法により、半島振興計画の作成は努力義務となったが、
 - ・その前提となる半島振興対策実施地域の指定は、そもそも道府県が、一体として総合的な半島振興に関する措置を講ずる必要があるとして申請し、それに基づき主務大臣が指定したものであること
 - ・半島振興法に規定する特別の措置は半島振興計画の内容を前提に実施されるものであることから、半島振興に資する施策を実施する道府県においては、関係市町村等ともよく連携の上、見直しに向けた検討を行うことが望ましい。

- (2) 半島振興計画の作成に当たっては、半島地域の自然的・経済的・社会的条件を踏まえ、地域振興の方向を明確にするため、特に、次の点に配慮することが望ましい。
 - ① 長期的視点に立った半島地域の振興の構想及び基本的な発展方向を示し、地域の主体的な取組による地域の特性を活かした地域づくりを推進するための計画とすること
 - ② 総花的でなく、それぞれの半島地域の個性を活かした振興の基本的方向やその中核となる施策の骨格を記述し、重点的な戦略を明らかにした計画とすること
 - ③ 既存の社会資本ストックや公共施設の老朽化が懸念されることから、ニーズに対応した既存ストックの有効活用、施設の長寿命化・集約化が求められていることや、人口減少・少子高齢化の進行など、近年の社会経済の動向に対応した計画とすること

- (3) 半島振興計画が2以上の市町村にまたがる広域的かつ総合的な計画で地域の将来の基本的な発展方向を示すものであることから、その作成に当たっては、以下の点に留意することが望ましい。
 - ① 半島地域は、2以上の市町村の区域からなり一定の社会的経済的規模を有する地域であることから、半島地域を一体の圏域としてとらえた広域的かつ総合的な計画とすること
 - ② 地域の実情に応じ関係市町村との調整を図り、できる限り住民の意向を反映したものとする
 - ③ 道府県における各種の施策担当部局との連携を確保し相互間の連絡調整を図るとともに、あわせて国の関係地方支分部局との連絡調整を図ること

2 他の地域振興計画等との調和

(1) 基本的事項

半島振興計画が半島地域の振興を図り、国土の均衡ある発展に資するための諸施策を定めるものであることから、法第4条第2項において他法令に基づく計画との調和規定を設けている。改正法で追加された国土強靱化基本計画及び水循環基本計画に加え、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第41条において、半島振興計画の防災に関する部分は防災基本計画等の計画と矛盾し、又は抵触するものであってはならない、とされていることを十分に踏まえて対応する必要がある。

また、法の趣旨に鑑み、広域市町村圏計画など広域的な経済社会生活圏に係る整備計画、道府県及び市町村の老人保健福祉計画、環境基本計画、公害防止計画等との調和についても留意することが望ましい。

なお、半島振興計画の策定に当たっては、他の類似する計画等との一体的策定が可能である。

(2) 国土強靱化施策に関する事項

半島振興計画の記載事項のうち国土強靱化施策に関する記載については、第1次国土強靱化実施中期計画（令和7年6月6日閣議決定、以下「実施中期計画」という。）において、以下の記載がなされたことを踏まえ、実施中期計画が求める内容を適切に盛り込み、国土強靱化の推進に取り組むことが求められる。

第1次国土強靱化実施中期計画（令和7年6月6日閣議決定）（抜粋）

第1章 基本的な考え方

（人口減少等の社会状況の変化への対応）

（前略）令和6年能登半島地震や奥能登豪雨を踏まえ、半島特有の地理的条件を踏まえた「半島防災・強靱化」を推進するなど、半島・離島等の条件不利地域における対策を強化する。陸海空の交通ネットワークの強化によるアクセス困難性への対応を図るほか、上下水道や電力、通信について、地域条件に応じて自立分散型システムの導入を図るなど、運営基盤の強化と耐災害性強化の双方の観点から工夫を講ずる。

第4章 推進が特に必要となる施策

1 施策の内容

(5) 地域における防災力の一層の強化

（前略）実施中期計画では、半島・離島等の条件不利地域における国土強靱化施策についても、その他地域において進める当該施策と併せて全国的な施策として位置付けることとし、各地域特性を踏まえた目標の設定や当該目標の達成に向けた施策の実施については、半島・離島等の関連法に基づき別途策定される計画等の元で具体的に推進するものとする。

第5章 フォローアップと計画の見直し

(前略) 半島・離島等の条件不利地域については、関連計画等における国土強靱化施策の位置付け等を踏まえ、当該計画等のフォローアップと連携し、地域別の進捗状況等を確認するものとする。

具体的には、半島振興計画において、半島防災・国土強靱化に資する道路、港湾、上下水道等の整備等について具体的に盛り込むとともに、それぞれの現状及び計画期間内における目標を併記することが望ましい。その際、国土強靱化実施中期計画の計画期間（令和8年度～12年度）を踏まえ、当該期間における整備目標を明記することが望ましい。

また、施策の進捗度を定量的に把握するため、半島防災・国土強靱化に資する施策に関しては、KPI（重要業績指標）を設定することが望ましい。

(3) 地方創生に関する事項

半島振興対策実施地域の振興の取組は、地域の活力ある社会経済の創出及びその再生、すなわち地方創生に資するものであり、昨今の地方創生の流れを受け、改正法においてその旨が明示されたものである。

地方創生については、地方創生2.0の「基本的な考え方」（令和6年12月24日新しい地方経済・生活環境創生本部決定）、地方創生2.0基本構想（令和7年6月13日新しい地方経済・生活環境創生本部決定）が示されるなど、政府戦略等により大きな方向性が示されており、半島振興計画の記載に当たっては、これらと整合したものとなることが望ましい。

また、取組の実施に当たっては、個性豊かで活力に満ちた自立的な地域社会の実現に向け、地方創生に係る交付金等の予算制度や特区等の特例措置を積極的に活用することが望ましい。

II 半島振興計画の内容

改正法により半島振興計画は、半島振興基本方針に基づき作成するよう努めるものとされている。その際の留意事項は以下のとおりである。

1 半島振興対策実施地域の振興の基本的方針に関する事項

(1) 概況

地域の位置、地勢、気象等の自然的条件、歴史的条件等の概況について記述することが望ましい。

(2) 現状及び課題

地域の社会的・経済的現況及び動向について、これまでの半島振興施策の取組状況を踏まえつつ、具体的な指標を用い、地域の社会・経済を的確に把握し地域の抱える問題点を明らかにするとともに、地域の特性や地域資源についても記述

することが望ましい。

(3) 振興の基本的方向及び重点とする施策

振興の基本的方向について長期的な構想も含め記述し、さらに計画期間内において重点的に行う施策について記述することが望ましい。

2 半島振興対策実施地域の振興に関する目標

目標は、半島振興計画全体と振興項目ごとに、目標としてふさわしい内容を可能な限り定量的に記載することが望ましい。

3 計画期間

半島振興計画の基本的性格から、計画期間はおおむね10年間とし、次期半島振興計画の改正等による半島振興計画の見直しが行われるまで存続するものとする事が望ましい。

4 半島振興計画の達成状況の評価に関する事項

都道府県におけるフォローアップについては、改正法により、改正後5年を経過した場合において施行状況について検討するとされたことや、I 1 (2)による国土強靱化との連携を踏まえ、これらの活用を前提に、適時に事業の進捗を把握し、目標に対する達成状況の評価を実施することが望ましい。